

令和8年分の所得税等の確定申告書・ 青色申告決算書等の様式が変更になります!!

国税庁において、令和8年9月24日(木)より一部の書面申告書や申請・届出書、法定調書の様式が新しくなります。

※所得税等の確定申告書について、令和8年分から控用(複写式)が廃止になります。

様式の受付開始後は、最新の様式で提出をお願いします。

なお、様式の変更に当たり申告書の控用はなくなり申告書の配色は原則、白黒になる予定です。

過去に入手した申告書等については、様式の内容自体が変更されている場合がありますので、最新の申告書等であるかをご確認ください。

①申請・届出書、法定調書の様式の詳細は、下記URLまたはQRコードよりご確認ください。



URL: <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/system.htm>

②令和8年分の確定申告書(案)の詳細は下記URLまたはQRコードよりご確認ください。



URL: <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/pdf/0026006-063.pdf>

※令和8年分の確定申告書(案)は令和9年1月以降に使用が可能となります。今後変更される場合があります。



一般社団法人
保土ヶ谷青色申告会

〒240-0044
保土ヶ谷区仏向町154-2
ゴトビル2F
TEL 045-442-7201
FAX 045-442-7251
発行人 小川 潔



着任のあいさつ

保土ヶ谷税務署長 大坪 利康

秋涼の候、一般社団法人保土ヶ谷青色申告会の皆様方には益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびの人事異動により、保土ヶ谷税務署長を拝命し、東京国税局課税第一部機動課から転任いたしました。この一年どうぞよろしくお願い申し上げます。

前任の多田署長同様の御厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

貴会におかれましては、小川会長をはじめ役員及び会員の皆様方に、常日頃から税務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

貴会は、青色申告制度の普及と誠実な記帳に基づく適正申告を推進することを目的に、会員に対する記帳指導や税知識の普及に取り組んでこられました。

また、確定申告期における申告会場内の「青色コーナー」や税務署で開催する説明会への御協力など、様々な活動に熱心にも取り組んでいただいております。税務行政に対する御理解と御貢献に對しまして改めて敬意を表する次第でございます。

さて、令和8年分の確定申告では、国税システムの更改に伴い申告書様式が全面改訂され、控用(複写式)の廃止や白黒化などの変更が行われることが予定されています。

また、令和8年度税制改正により、令和9年分以後の所得税に係る青色申告特別控除制度が大きく見直されることとなりました。

年明けに行われる令和8年分の確定申告につきましては、従来どおりの取扱いとなりますが、令和9年分以後の確定申告においては、青色申告特別控除の適用要件及び控除額の区分が変更されます。この見直しにより、eTax(電子申告)や電子帳簿保存への対応状況、記帳方法等に依りて、適用される控除額が異なることとなります。

そのため、今後も青色申告特別控除の優遇措置を引き続き受けるためには、電子申告への対応や、複式簿記による記帳体制の整備がこれまで以上に重要となります。

特に現在書面申告を行っている方におかれましては、この機会に電子申告への移行も含め、申告方法や記帳体制について御検討いただければ幸いです。

貴会におかれましては、改正に関する会員の皆様への周知・広報について、引き続き、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

結びに当たりまして、一般社団法人保土ヶ谷青色申告会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の更なる御繁栄を心から祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。

新しく保土ヶ谷税務署に着任された方々

職名 氏名

- ① 前任署
② 趣味
③ 何か一言

署長 大坪 利康(オオツボ トシヤス)

- ①東京国税局 課税第一部 機動課
②サウナ・温泉
③青色申告会の皆様には、平素から税務行政に対し、ご支援とご協力を頂戴し、誠にありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。



副署長

武内 大介(タケウチ ダイスケ)

- ①東京国税不服審判所 審判第一部
②国内旅行、街歩き
③青色申告会の皆さまの平素からの税務行政へのご理解ご協力に、感謝申し上げます。保土ヶ谷税務署の勤務は初めてとなります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



総務課長

高橋 直樹(タカハシ ナオキ)

- ①本郷税務署 ②スポーツ観戦
③日頃から税務行政にご協力を賜り感謝申し上げます。個人課税部門出身ですので、青色申告会は身近に感じております。1年間よろしくお願いいたします。



管理運営部門 統括官

久保 英一(クボ ヒデカズ)

- ①東京国税局 総務部企画課 業務センター大手町分室
②旅行、ドライブ
③日頃から税務行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。納税には、振替納税・キャッシュレス納付等のご利用をお願いします。



徴収第1部門 統括官

龍澤 真樹(リュウザワ マサキ)

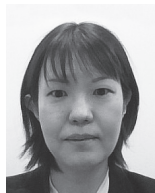
- ①銚子税務署 ②読書、スキー
③日頃から税務行政にご理解を賜り誠にありがとうございます。保土ヶ谷税務署勤務は、平成11年以来、27年ぶりです。1年間よろしくお願いいたします。



個人課税第2部門 統括官

楠田 康平(クスダ コウヘイ)

- ①東京国税局 課税第一部 資料総括課
②旅行、食べ歩き
③青色申告会の皆様には、平素より税務行政へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。保土ヶ谷署での勤務は初めてとなります。1年間よろしくお願いいたします。



資産課税第1部門 統括官

平山 奈都子(ヒラヤマ ナツコ)

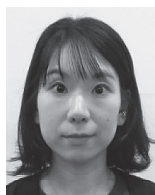
- ①藤沢税務署 ②スポーツ観戦、舞台鑑賞
③日頃から税務行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。保土ヶ谷署勤務は初めてとなります。1年間どうぞよろしくお願いいたします。



法人課税第1部門 統括官

高野 智之(タカノ トモユキ)

- ①横須賀税務署 ②資格取得
③日頃から税務行政にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。保土ヶ谷署は初めての勤務となり、神奈川県下としては、4署目となります。よろしくお願いいたします。



総務課長補佐

肥塚 史恵(コエツカ ヒトエ)

- ①横浜中税務署 ②ピアノ、旅行
③青色申告会の皆様には、日頃から税務行政にご協力いただき感謝申し上げます。初めての保土ヶ谷署での勤務となりますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



個人課税第1部門 上席

長谷川 昌宏(ハセガワ マサヒロ)

- ①平塚税務署
②散歩、ダーツ
③青色申告会の皆様には、日頃からご協力いただきまして、感謝しております。保土ヶ谷署は初めての勤務です。1年間よろしくお願いいたします。

業務センターの郵送等に関するお願い

各国税局及び沖縄国税事務所において、令和3年7月から「内部事務のセンター化(※)」を実施しており、令和8年7月10日以降はすべての税務署が対象となります。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

●e-Tax(データ)により提出する場合は従来通り所轄税務署へ送信してください。

●書面により提出する場合は、業務センターへご郵送ください。

※書面の申告書、申請書及び添付書類等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがあります。

●電話による税務相談や申告書・申請書などの用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。

●納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来通り所轄税務署で行います。

※「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務(申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など)を、専任部署(業務センター)で集約処理する取り組みです。

決算準備指導会(予約制)

必ず申告前に
参加してください!!
ご協力をお願いします!



※ご希望の日時をインターネットまたは電話で予約をしてください※

日 程 11月2日(月)～12月11日(金) ※土日祝日除く

指導受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時

日々の記帳等が出来ていて事前確認を受けた方のみ11月から確定申告期の予約ができます!

(確定申告期の予約受付は通常12月1日から開始します。)

※予約時間を過ぎて来所された場合は遅れた分だけ指導時間が短くなります。
また次回の予約は指導終了後に出来ます。



☆申告期(1～3月)は10万円以上の資産取得に関する仕訳の処理やインボイスの説明が
できません!!必ず12月までに申告会にご来所ください。ご協力をお願いします!

令和8年分の確定申告期指導も一人様1日50分となります。

50分で終わらない場合は翌日以降に再度来所いただきます。

申告期は完全予約制となります。1回で申告が終わるよう申告前に準備をお願いします。

スムーズな決算や申告のためには事前の準備、内容確認がとても大切です。

毎年、未払金や売掛金の残高が合わない。記帳が進んでいない。10万円以上の資産を取得した。会計ソフトの入力を年末などにまとめてしている。という方は必ずご参加ください!

上記の日程以外も指導が受けられるので申告会までご連絡ください。

どなたでも参加できます。以下のような方は必ずお越しください。

下記のものをお持ちいただくと申告期の時間短縮になります。

◇初めての申告でよくわからない方 → 帳簿のつけ方、申告に必要な資料などを説明します

◇今年10万円以上の車等の資産購入や建物の大規模修繕をされた方

→ 昨年の決算書と新規購入した請求書や下取り価格の分かるもの、ローンの明細等を持参

◇ブルーリターンA利用者は入力したデータを持参

※ブルーリターンA以外の会計ソフトの方はパソコンまたは印刷した元帳を持参

(事務局のパソコンとWi-Fiなどのネット環境はご利用できません)

◇決算整理が知りたい(棚卸・減価償却) ◇申告に来ると会計ソフトの間違いを指摘される

◇試算表がいつも合わない

◇国民年金、生命保険や地震保険等の控除証明書を持参

◇今年インボイス登録をした

◇申告期に1回で指導が終わらない

日曜日指導会(予約制)

平日に記帳の確認等に来られない方は開催日1週間前までに
ご予約ください。(1～4月の開催はありません。)

日 程 10月4日 11月15日 12月6日

指導受付時間 ①9:00 ②10:00 ③11:00

(午前中のみ営業。1人50分制です。)

※修正申告・更正の請求・準確定申告の指導は出来ません。
当日キャンセル、無断欠席をされた場合は以後予約できません。
またご予約のない方は指導できません。キャンセルの場合は
2日前の金曜日午前中までをお願いします。

会計ソフト『ブルーリターンA』指導会(予約制)

申告期に2回以上来所された方、ブルーリターンAを今年
から始めた方は必ずお越しください!

※ブルーリターンAの販売は10月30日まで。
操作指導や入力内容の確認は2月以降出来ません。

日 程 10月13日(火)～16日(金)

指導受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時

※上記日程以外でも指導を行っています。
お問い合わせください。

●LINE登録はこちらから



令和8年度税制改正 個人事業者に係るおもな項目

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として、実質的な税負担が増加するという課題がある。こうした課題に対応していくため、今後、次のような基本的考え方に基づいて基礎控除等を適時に見直すこととする。

- 基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数(総合)の上昇率を乗ずることで調整する。
 - 給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置を講ずる。
 - 源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直し初年は、月次の源泉徴収等では対応せず年末調整からの対応とする。
- ①. 青色申告特別控除の見直し (令和9年分からの適用です)

②. インボイス制度の経過措置の延長

③. 個人版事業承継税制の申請期限の延長

④. 基礎控除の額の見直し (個人住民税は改正されません)

⑤. 給与所得控除の額の見直し (個人住民税も同様に改正されます)

⑥. ひとり親控除の額の引き上げ (令和9年分からの適用です)

⑦. 扶養控除等の所得要件の見直し (個人住民税も改正されます)

⑧. その他

・ 少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例は、取得価額を40万円未満に引き上げ、令和11年3月31日まで延長されました。なお、適用できる取得価額の年間合計額は300万円に変更ありません。

・ 国民年金保険料および国民年金基金掛金の控除証明書について、その内容を明細書に記載して提出することで確定申告書への添付・提示が省略できるようになりました。
- 詳細は国税庁ホームページにおける「特設サイト」をご覧ください。
URL : <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/0026004-015.pdf>
-
- 抜粋
- 1.青色申告特別控除の見直し (令和9年分からの適用です)
- 青色申告特別控除の上限額を75万円に引き上げや簡易帳簿で記帳できる方を限定するなどの見直しがおこなわれました。見直し後の概要は次のとおりです。
- | 令和8年分まで | 主な適用要件 | | | | | | 令和9年分以降
控除上限額 |
|---------------------------------------|------------------|-------|-------|------|---------|---------|------------------|
| | | 期限内申告 | e-Tax | 書面提出 | 優良な電子帳簿 | 前々年の収入 | |
| 65万控除 | 複
式
簿
記 | ○ | ○ | - | ◎ | - | 75万円 |
| | | ○ | ○ | - | - | - | 65万円 |
| 55万・65万控除 | | ○ | - | ○ | - | - | 10万円 |
| 10万控除
(事業的規模に満たない不動産
所得者・山林所得者) | | - | ○ | ○ | - | - | 10万円 |
| 10万控除 | 簡
易
帳
簿 | - | - | - | - | 1000万以下 | 10万円 |
| | | - | - | - | - | 1000万超 | 控除なし |
- ※令和9年以後は、前々年の収入金額が1,000万円を超えるために複式簿記での記帳を求められる方が簡易帳簿で記帳すると、青色申告特別控除が適用できません。(不動産所得で業務的規模の者は除く)
- 税制改正の詳細については国税庁ホームページをご確認ください。

記帳の質問・確認は12月までにご来所ください！インボイス登録をした方は消費税の申告も必要です！！

	決算書を作成する前のチェックポイント！	☒
* チェックが付かないところは誤りです。訂正してください。 * わからないことは<u>年内</u>に申告会へお問い合わせください。		
売上	実際に代金を受け取ってなくても、 <u>年内に金額が確定している</u> ので売上計上してある。 (所得税が源泉徴収される前、手数料等が引かれる前の金額で売上計上。)	☐
	飲食業などで商品を事業主や家族が <u>食べたり</u> 、事業で使った場合等には収入(家事消費等)に計上してある。(通常販売価格の70%又は仕入金額のいずれか多い金額。)	☐
	<u>事業の給付金や支援金、助成金</u> を雑収入に計上してある。 (原則課税ですが法律上非課税のものもあります。支給元にお問い合わせください。)	☐
	契約等で <u>年内に受け取る</u> ことになっている未収の家賃も賃貸料に計上してある。	☐
	預かり敷金のうち、入居者退去などで返還不要となった部分を <u>その他収入</u> に計上してある。	☐
仕入	納品を受けているものは代金が未払いでも仕入計上してある。	☐
	12月31日に売れ残っている商品などを数え、 <u>棚卸表</u> (原則：数量×最終仕入原価)を作成してある。	☐
経費	<u>個人事業税や税込経理の場合の消費税</u> を租税公課にしてある。 (事業主の所得税・住民税・社会保険料・罰金などは経費になりません。)	☐
	<u>固定資産税・水道光熱費・通信費・車両関係費などの家事関連費</u> を按分してある。 (事業でも家計でも使っている場合、事業分を合理的に計算し、家計分を経費から除きます。)	☐
	<u>車などのローンの分割手数料や支払利息</u> を利子割引料としている。 (元本部分の支払は経費に計上できませんが、取得価額を減価償却費で経費計上します。)	☐
	<u>10万円以上の備品などを減価償却</u> してある。 (10万円以上の買い物をされた方は <u>年内に申告会で指導</u> を受けて下さい。)	☐
	<u>修繕のうち資産価値を高める改修工事等</u> を減価償却してある。 (使用可能期間が延長する改修工事等は全額をその年の経費にできません。年内に申告会で指導を受けて下さい。)	☐
	<u>損害保険料のうち保険期間1年を超える火災・地震保険料</u> などは期間按分してある。 (期間が2年や3年の火災保険料は月割り計算して損害保険料に計上します。)	☐
	<u>専従者給与は届出書に記載の範囲内で実際に支払った金額</u> を経費計上してある。	☐
他	<u>現金・普通預金・売掛金・買掛金・未払金</u> の帳簿残高が通帳残高や請求書等と合っている。	☐

事業厚生委員会研修旅行

5/19(火) 倉嶋 武

今回は豊洲千客万来⇒築地場外市場⇒錦糸町⇒旧古河庭園というコース。

訪問した中で一番の見どころは旧古河庭園でした。石造りの洋館、洋風庭園、日本庭園、枯滝、心字池、大滝を敷地内にバランスの取れた配置で季節により様々なバラや草木との年間を通じた観覧が楽しめると感じます。

東京都内には都立文化財庭園が数多く今後も庭園鑑賞の計画をお願いします。



保土ヶ谷税務署からのお知らせ

○ オンライン手続きのご案内

- ☞ 国税庁においては、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指し税務行政のDXを推進しています。
- ☞ 申告・納税等の手続きは、是非、e-Tax等のオンライン手続きをご利用ください。
- ☞ 詳細は、以下の二次元コードをスマホ等で読み取ってご覧ください。

申告所得税

	ご自宅で完結する確定申告
内容	・従業員の方に対する周知・広報のお願い ・自宅からe-Taxで提出するメリット等

相続税

	相続税の申告を税理士に依頼する方へ 相続税e-Taxをご利用ください
内容	・利用者識別番号の確認方法 ・ダイレクト納付のご案内等

納付

	国税も！地方税も！キャッシュレス納付！
内容	・国税、地方税のキャッシュレス納付の方法 ・「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」の紹介 ・自動ダイレクトの手続方法等

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー

内容	e-Taxソフト（WEB版）と同様の画面操作を用いて、所得税徴収高計算書の作成・送信及びキャッシュレス納付手続までの一連の流れを操作・体験できるもの	
----	--	---

納税証明

	納税証明書はスマホで請求・受取できます！
内容	・納税証明書をオンラインで請求するメリット ・オンラインで請求から受取までの流れ ・オンラインで請求後、書面で受け取る方法等

事業者のデジタル化

	日々の経理が××で効率化？
内容	・業務のデジタル化のメリット ・IT導入補助金の活用 ・e-Taxのメリット等

会員紹介・会員増強について

日頃会員の皆様には会の活動に協力して頂き誠にありがとうございます。年々会員数も減少傾向にあり令和8年3月末会員数2,530名となっています。毎年事業廃止が多く283名の退会者が出ています。総務委員会としては開業された方や入会されていない個人事業主の情報が得られました是非ご紹介ください。また、役員さんの店頭に入会案内などのポスター掲示していただき協力をお願いしています。厳しい状況ですが新規に事業を始めた方、記帳や申告で苦労されている方、その方々に青色申告のメリット、青色申告会をPRして入会に繋がればと考えています。どうか会員の皆様にも協力を頂き順調な会活動が出来る様に致す所存です。何卒よろしくお願い申し上げます。



総務委員長
福島 靖利

会員募集しています！

開業された方や、ご入会されていない個人事業主の方をご紹介ください。
ご紹介された方が入会した場合、クオカード5,000円を謝礼として進呈いたします！

一般社団法人保土ヶ谷青色申告会（相鉄線和田町駅下車 徒歩5分）

【住 所】保土ヶ谷区仏向町154-2 ゴトービル2F

【電 話】045-442-7201

【受付時間】午前9時～11時 午後1時～4時（土・日・祝日休み）

入会金1,000円 年会費（正会員）28,000円

ホームページから入会申込すると入会金が免除！

担当：総務委員会（藤田）



一人親方 労災保険

- ・一人親方の特別加入は、あくまでも労働者を使用せずに事業主一人で仕事をしている方が対象になります。
- ・従業員が専従者や役員のみであれば、労働者ではないので加入することが出来ます。

建設業の一人親方をサポートします！

- ◆国の保険なので安心！労働保険番号をすぐに発行！
- ◆申告会員なら加入可。6,000円の組合費と保険料のみ！
- ◆1年ごとの更新(3月末)なので任意に加入・脱退が出来ます。

まずは、お気軽に電話またはFAXで
お問い合わせください。

電話 045-442-7201

FAX 045-442-7251

(一社)保土ヶ谷青色申告会建設業組合 担当：根本・藤田



事業主の皆さん労働保険に加入していますか？

事業主は、労働者を一人でも雇っていれば労働保険に加入し、労働保険料を納付する義務があります。加入されていない事業主の方は、加入手続きをしましょう。

当会は、労働保険事務組合として労働保険の加入手続きや年度更新等の事務代行を行っています。

中小事業主の特別加入（労災）のお取り扱いもしています。（組合費・手数料別途）

◇◇労働保険とは労災保険と雇用保険の総称です。◇◇

労災保険

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

雇用保険

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

※加入ご希望の方、労働保険についてお聞きになりたい方は、担当 根本・藤田 まで

個人事業者は日々の取引を記帳する義務があります。正しい記帳で正しい申告をしましょう。

給与支払報告書や償却資産申告書はeLTAXで電子提出を！

～給与支払報告書の提出について～

【提出期限】令和9年2月1日(月)です！

※提出にあたりご留意いただきたいこと※

○ 早期提出のご協力をお願いします。

1月下旬頃から提出が非常に集中するため、提出後のお問合せ等に対応することが困難になります。早期提出にご協力ください。

○ 納入書は前年度の納入方法にあわせて送付しています。

横浜市では、個人住民税(特別徴収分)の納入書は給与支払報告書(総括表)の「納入書の送付」欄の記載内容によらず、事業者様の前年度の納入方法にあわせて送付を決定しています(電子納税をされている事業者様には納入書は送付していません。)

【お問合せ先】横浜市特別徴収センター(総務局法人課税課)
〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階
Tel.045(671)4471

受付時間：8時45分～17時15分
(土・日・祝日・休日・年末年始を除く)



横浜市 特別徴収

検索

～償却資産申告書(固定資産税)の提出について～

【提出期限】令和9年2月1日(月)です！

■重要なお知らせ

★令和8年1月から償却資産申告書等の様式が変わっています！

これまでの複写式(提出用・控用の2枚)から単票(提出用)のみへ変更しました。控用が必要な場合は、提出用をコピーするなどして控用をご準備ください。郵送でのご申告の場合は、ご準備いただいた控用と切手を貼った返信用封筒を同封していただくことで、返送対応いたします。

※控用のご準備や切手を貼った返信用封筒が無い場合は、こちらで複写・返送の対応はいたしませんので、あらかじめご了承くださいませようお願いします。

【お問合せ先】横浜市償却資産センター(総務局償却資産課)
〒231-8343 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階
Tel.045(671)4384

受付時間：8時45分～17時15分
(土・日・祝日・休日・年末年始を除く)
※区役所では受け付けておりませんので
ご注意ください。



横浜市 償却資産センター

検索

eLTAXによる電子納付をご利用ください！

地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用し、自宅や職場から全ての地方公共団体へ、一括で電子納付することができます！

エルタックス

検索

納付方法：インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付、ATM

横浜市の対象税目：個人市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)、個人市民税・県民税(退職所得)、法人市民税、事業所税

※「eL お支払サイト(旧：地方税お支払サイト)」では、個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税が納付できます。

訃報

謹んでご冥福をお祈りいたします。

令和七年

平本

明男(事業主) 不動産貸付業
九月二十日 八十三才 瀬谷区

令和八年

田中

博(事業主) 大工
四月八日 五十八才 旭区

福井

一男(事業主) 不動産貸付業
六月二十七日 八十五才 旭区

☆事業主・配偶者・専従者が亡くなられた時に会より弔慰金が給付されます。事務局まで早急にご連絡ください。

年末年始休みのお知らせ

12月28日(月)～1月3日(日)迄

事務局はお休みします。

1月4日(月)より通常営業。

10月の行事

1日(木)～30日(金) 土日祝日除く
株式・先物等指導会

13日(火)～16日(金)
ブルーリターンA個別指導会

26日(月) 財務委員会

29日(木) 税制指導委員会

11月の行事

2日(月)～12月11日(金) 土日祝日除く
決算準備指導会

13日(金) 納税表彰式

12月の行事

14日(月)～1月20日(水)
年末年始・土日祝日除く

年末調整指導会

お知らせ
ください！

転居や廃業をされた方、変更のある方は事務局までご連絡ください。税務署への届出も事務局でお手続きできます。退会をご希望の方は退会届をご提出いただかないと会費がかかります。

指導受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時 業務終了時間 午後5時 ※土日祝日は休み

毎年10月は加入促進強化月間です。

退職金

中小企業を、 応援します。

中退共の 退職金制度なら

安心

● 確実な退職金支払
● 安心の資産運用

有利

● 掛金の一部を国が
助成
● 掛金は全額非課税

簡単

● 外部積立型で管理
が簡単
● 退職金試算額も
お知らせ

パートタイマーや家族
従業員も加入できます

詳しくは
こちら



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03)6907-1234

確定申告指導会の予約について

通常の指導と予約開始日が異なります。下記日程表を確認の上ご予約ください。

確定申告に関する質問・相談・確認は年内中にお願いします。

確定申告時のご質問は、問い合わせや確認に時間が掛かったり、資料が不足して確認ができなかったり、1回で申告が終了せず、後日再来所していただくことが多くあります。

確定申告で聞きたいこと、確認したいことは、確定申告を待たず年内に申告会へお問い合わせください。

日程表 (土・日・祝日を除く)

【所得税】 期限：3月15日(月)迄	予約開始日
1月 4日(月)～ 2月26日(金) ※1月20日(水)までは年末調整優先	決算準備指導会で確認を受けた方 11月 2日(月)
2月21日(日)・ 2月28日(日)	12月 1日(火)
3月 1日(月)～ 3月15日(月)	2月 1日(月)
【消費税】 期限：3月31日(水)迄	予約開始日
3月16日(火)～ 3月31日(水)	12月 1日(火)

- ・会員1名につき1日1回50分の予約になります。一度に複数回の予約は出来ません。複数回の予約を見つけた時は最も早い予約日以外の予約を破棄(キャンセル)します。
- ・会員が複数名の場合、事業主名で会員ごとに別枠で予約をお願いします。なお、職員の指名は出来ません。
- ・予約のない方の指導は出来ません。必ず事前に予約を取り、ご来所ください。
- ・50分で指導が終了しなくても時間延長はありません。指導終了後に次回の予約をすることができますが、申告期限間近等は予約が取れない場合があります。
- ・1度で申告が終了するように年内中に記帳指導等を受け、申告の事前準備をしてください。なお、決算準備指導会で確認を受けられた方は11月2日(月)から確定申告の優先予約ができます。
- ・ご希望の日時に予約が取れないこともあります。特に年金の源泉徴収票が届く1月末～2月中旬や申告期限が近づく3月は予約が集中します。早期のご予約、ご来所をお願いいたします。
- ・1月4日(月)から確定申告指導が受けられ、申告書の提出も出来ます。
- ・1月20日(水)までは年末調整(給与源泉)指導が優先となります。
- ・納期限を過ぎた1月21日(木)以降、年末調整指導はできません。納期限内にご来所ください。
- ・予約のキャンセル・変更はお早めに事務所へご連絡ください。(当日キャンセルを繰り返す等はおやめください。)
- ・感染症や自然災害、交通機関の乱れ等により指導員がやむを得ず欠勤等した時は予約時間通りに指導が開始出来ない場合もあります。予約は開始時刻を確約したものではありません。状況により開始時刻が遅れる場合があります。時間に余裕を持って来所ください。
- ・事務所内では当会役職員の指示に従ってください。指示に従っていただけない方はご退室いただく場合があります。

予約受付

◎オンライン予約
前日午後3時まで

- *必ず会員名でご予約ください。
- *オンライン予約の予約人数は変更しないでください。

①予約用ページ



②ホームページ



③LINE



◎電話予約

午前9時～12時
午後1時～5時

045-442-7201

確定申告には事前の準備が大切です。必ず年内に記帳指導をお受けください。